

徳島県規制改革会議（「『v s 東京』実践委員会」規制改革部会）
設置要綱

（趣 旨）

第1条 この要綱は、徳島県規制改革会議（「『v s 東京』実践委員会」規制改革部会、以下「規制改革会議」という。）の設置について、必要な事項を定める。

（目 的）

第2条 規制改革会議は、徳島県における規制改革の推進に関して、一般県民や県内団体からの提案等に基づく地域ニーズを把握し、徳島県に対して必要な規制緩和等に関する効果的な助言を行うものとする。

（構成員）

第3条 規制改革会議は、別表に掲げる委員で構成する。
2 委員は、「v s 東京」実践委員会会長が委嘱する。

（委員長）

第4条 規制改革会議に委員長職として、座長を置くものとする。
2 座長は、規制改革会議を代表し、会務を統括する。

（運営及び会議）

第5条 規制改革会議は、座長の指示により事務局が招集する。
2 座長が必要と判断した場合、委員以外のものを会議に参加させることができる。

（設置期間）

第6条 規制改革会議は、設置の目的を達成したときに解散する。

（事務局）

第7条 規制改革会議の事務局は、徳島県政策創造部地方創生局地方創生推進課に置く。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、規制改革会議の運営に必要な事項は、座長が規制改革会議に諮って定めるものとする。

附則

この要綱は、平成28年4月22日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年6月30日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年6月19日から施行する。

(別表)

徳島県規制改革会議（「『v s 東京』実践委員会」規制改革部会）

委員名簿

| | | |
|----|--------|---|
| 座長 | 床 桜 英二 | 徳島文理大学総合政策学部教授 |
| 委員 | 田村 耕一 | 阿波銀行地方創生推進室参事役 |
| 委員 | 加渡いづみ | 徳島県「働く女性応援ネットワーク会議」会長 四国大学ビジネスコミュニケーション科教授 |
| 委員 | 竹田 聡 | 徳島県商工会議所青年部連合会会長 |
| 委員 | 山田 敏夫 | 徳島県商工会青年部連合会会長 |
| 委員 | 渡辺 裕士 | 徳島県中小企業青年中央会会長 |
| 委員 | 河野さつき | 徳島青年会議所地域活力連携委員会委員 |
| 委員 | 青木 正繁 | 徳島県総合計画審議会「若者クリエイト部会」部会長 |
| 委員 | 内藤佐和子 | 徳島活性化委員会代表 |
| 委員 | 中 央子 | 徳島県消費者団体連絡会事務局長 |